

## 岡崎市有機農業推進懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進めることについて意見を聴くため、岡崎市有機農業推進懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げることについて所掌する。

- (1) 有機農業推進地域の形成
- (2) 有機資材供給体制の整備、集出荷体制の構築
- (3) 地消地産の推進
- (4) 前号までに掲げるもののほか、有機農業等について必要と認められること。

### (構成員)

第3条 構成員については、12名以内とし、農業に関し十分な知識と経験を有する者とする。任期については3年とする。

### (事務局)

第4条 懇談会における庶務は、経済振興部農務課において処理する。

### 附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。